

東近江行政組合個人情報保護条例

平成17年10月11日
東近江行政組合条例第6号

改正 平成27年10月5日 条例第6号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
 - 第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第4条—第13条）
 - 第3章 開示、訂正及び利用停止等（第14条—第29条）
(平27条例6・一部改正)
 - 第4章 雑則（第30条・第31条）
(平27条例6・一部改正)
 - 第5章 罰則（第32条）
(平27条例6・一部改正)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を定めるとともに、組合の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって組合行政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 管理者、消防長、公平委員会、監査委員及び議会をいう。
- (3) 公文書 東近江行政組合情報公開条例（平成17年東近江行政組合条例第5号）

第2条第2項に規定する公文書をいう。

(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

(平27条例6・一号追加)

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(平27条例6・一号追加)

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものをいう。

(平27条例6・一号追加)

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(平27条例6・一部改正)

(9) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(平27条例6・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(収集の制限)

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない

い。

2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することが事務執行上やむを得ない場合又は本人以外のものから収集することについて相当の理由がある場合であって当該収集することによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくときは、この限りでない。

(利用目的の明示)

第5条 実施機関は、個人情報を本人から直接収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(2) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて個人情報取扱事務の目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第6条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(不要情報の廃棄等)

第8条 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する場合において、実施機関は、当該委託契約において、委託を受けたもの(以下「受託者」という。)が講ずるべき、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を明らかにしなければならない。

3 受託者は、受託された範囲内において個人情報の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。

4 受託者及びその受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、実施機関から委託を受けた事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。当該事務の委託が終了した後も同様とする。

(個人番号利用事務等の適用除外)

第9条の2 個人番号利用事務(番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。)及び個人番号関係事務(番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。)の全部又は一部の委託については、前条の規定は、適用しない。

(平27条例6・一条追加)

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(平27条例6・一部改正)

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか目的外利用について公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(提供先に対する措置要求)

第11条 実施機関は、保有個人情報を外部提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

第11条の2 実施機関は、保有特定個人情報について、目的外利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用をすることができる。

3 前条の規定は、前項の規定による目的外利用について準用する。

(平27条例6・一条追加)

(保有特定個人情報の提供の制限)

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報の提供をしてはならない。

(平27条例6・一条追加)

(電子計算機等の結合の制限)

第12条 実施機関は、通信回線により電子計算機その他の情報機器を結合して、保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態において提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 公益上の必要があり、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるとき。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を使用するものについて、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 第10条ただし書の規定に基づく保有個人情報の目的外利用又は外部提供を恒常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に関する事項及び職員の採用に関する事項を取り扱う個人情報取扱事務については、適用しない。

第3章 開示、訂正及び利用停止等

(平27条例6・一部改正)

(開示請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人又

は実施機関が特別の理由があると認めた任意代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(平27条例6・一部改正)

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（前条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び次号並びに第21条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(平27条例6・一部改正)

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する

情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに開示することができない情報

(5) 組合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 個人の評価、診断、判定、選考、指導等の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(8) 法定代理人等による開示請求がなされた場合において、開示することにより、当該本人の権利利益を侵害するおそれがあるもの

(平27条例6・一部改正)

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、開示請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、保有個人情報を開示しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 実施機関は、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正等の請求)

第18条 第22条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実に関する誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正及び削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(請求手続)

第19条 開示請求又は前条の規定による訂正等の請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(平27条例6・一部改正)

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求等をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正等の請求をしようとする場合は、訂正等を求める箇所及び内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、前項に掲げる請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求書を提出した者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 訂正等の請求をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証する資料を提出又は提示しなければならない。

(請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、前条に規定する開示請求等があったときは、当該請求のあった日から起算して15日以内に、当該請求に応ずるか又は応じないかの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに開示請求等（情報提供等記録の訂正等の請求を除く。）をした請求者に当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

(平27条例6・一部改正)

- 3 前項の場合において、実施機関は、当該請求を認めない旨の決定（第16条の規定に基づき、保有個人情報の一部を開示しないこととする場合の決定を含む。）をしたときは、その理由を同項の書面に付記しなければならない。この場合において、開示しない旨の決定をした当該保有個人情報が、期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ、明示することができるときは、当該期日を併せて付記しなければならない。
- 4 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

(平27条例6・一項追加)

- 5 実施機関は、第1項の期間内に同項の決定をすることができない正当な理由があるときは、請求を受理した日から起算して60日を限度として、同項の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間及び理

由を請求者に書面により通知しなければならない。

(平27条例6・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、第20条第1項に規定する開示又は不開示の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の場合において第三者に関する情報が第15条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当するときは、第20条第1項に規定する開示の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(保有個人情報の開示の実施)

第22条 実施機関は、保有個人情報を開示する旨の決定をしたときは、請求者に対して、速やかに当該保有個人情報の開示をしなければならない。

2 保有個人情報の開示は、閲覧又は写しの交付により、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

3 実施機関は、保有個人情報が記録されている公文書の開示をすることにより当該公文書が汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第16条の規定による部分開示をするときその他合理的な理由があるときは、当該公文書を複写又は当該公文書から出力若しくは採録したものにより、保有個人情報の開示を実施することが

できる。

(費用の負担)

第23条 この条例の規定による請求に係る手数料は、徴収しない。

2 この条例の規定により保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付を受け
る者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(利用停止請求権)

第24条 何人も、第22条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求できる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当するとき。当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第4条の規定に違反して収集されたとき。

イ 第8条の規定に違反して保有されているとき。

ウ 第10条又は第11条の2の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報保護ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき。

(2) 第10条、第11条の3又は第12条の規定に違反して提供されているとき。 当該保有個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、第1項に規定する利用停止の請求について準用する。

(平27条例6・全部改正)

(利用停止請求の手續)

第25条 前条の利用停止の請求をしようとする者は、実施機関に対し、本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(平27条例6・一条追加)

(保有個人情報の利用停止義務)

第26条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平27条例6・一条追加)

(利用停止請求に対する措置)

第27条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(平27条例6・一条追加)

(利用停止決定等の期限)

第28条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第25条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合

において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(平27条例6・一条追加)

(利用停止決定等の期限の特例)

第29条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(平27条例6・一条追加)

第4章 雑則

(適用除外)

第30条 この条例の規定は、組合の施設において一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

(平27条例6・一部改正)

2 第3章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

3 第3章の規定は、前項に規定するもののほか、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、適用しない。

4 この条例は、法令又は他の条例等において、個人情報の開示又は訂正その他個人情報の取扱いについて定めがある場合については、適用しない。

5 保有特定個人情報については、他の法令等に保有個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする。

(平27条例6・一項追加)

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(平27条例6・一部改正)

第5章 罰則

(罰則)

第32条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第9条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平27条例6・一部改正)

- 2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に実施機関において行われている個人情報取扱事務についての第13条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

附 則（平成27年10月5日条例第6号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条の次に1条を加える改正規定、第10条の改正規定及び第11条の次に2条を加える改正規定(「情報提供等記録を除く。」を加える部分を除く。) 平成28年1月1日

(2) 第2条第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に3号を加える改正規定(第7号を加える部分に限る。)、第11条の次に2条を加える改正規定(「情報提供等記録を除く。」を加える部分に限る。)、第20条第2項中「速やかに」の次に「開示請求等(情報提供等記録の訂正等の請求を除く。)をした」を加え、同条第4項を第5項とし同条第3項の次に次の1項を加える改正規定(「情報提供等記録の訂正等の請求を除く。」を加える部分及び同条第3項の次に次の1項を加える部分に限る。)及び第24条の改正規定(「情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。」に改める部分に限る。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日